

朝倉市新型インフルエンザ等対策行動計画

(案)

令和 年 月

朝倉市

目次

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画	1
第1章 新型インフルエンザ等対策措置法の意義	1
第1節 感染症危機を取り巻く状況	1
第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	1
第2章 市行動計画の作成と感染症危機対応	3
第1節 取り組みの経緯	3
第2節 政府・県・市行動計画の改定	3
第2部 新型インフルエンザ等対策の基本的な方針	4
第1章 対策の目的及び基本的な考え方等	4
第1節 対策の目的	4
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	5
第3節 多様な感染症に対応可能なシナリオ	5
第4節 新型インフルエンザ等対策の実施における留意事項	9
第5節 対策推進における役割分担	10
第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点	13
第1節 市行動計画における対策項目等	13
第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	15
第1章 実施体制	15
第1節 準備期	15
第2節 初動期	15
第3節 対応期	16
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	18
第1節 準備期	18
第2節 初動期	18
第3節 対応期	19
第3章 まん延防止	21
第1節 準備期	21
第2節 初動期	21
第3節 対応期	21
第4章 ワクチン	26
第1節 準備期	26
第2節 初動期	28
第3節 対応期	28
第5章 地域保健・連携・支援	30
第1節 準備期	30
第2節 初動期	30

第3節 対応期	30
第6章 物資	32
第1節 準備期	32
第2節 初動期	32
第3節 対応期	32
第7章 市民生活および地域経済の安定の確保	33
第1節 準備期	33
第2節 初動期	34
第3節 対応期	34

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画

第1章 新型インフルエンザ等対策措置法の意義

第1節 感染症危機を取り巻く状況

近年のグローバル化に伴い国際的な人の往来が急速に拡大し、新たな感染症が発生した際には、極めて短期間で世界中に拡散するリスクが高まっています。これまでも重症急性呼吸器症候群（SARS）やジカウイルス感染症等の拡大の事例があり、さらには、令和2年（2020年）1月に国内初の感染者が確認された新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナ」という。）は、世界的な大流行（パンデミック）（以下「パンデミック」という。）を引き起こし、市民生活や社会経済に大きな影響を及ぼしました。こうした新興感染症等は国際的な脅威であり、世界は依然として感染症危機に対して脆弱な状況にあることを再認識する必要があります。

また、パンデミックの原因となる病原体には、人獣共通感染症も含まれる可能性があるため、「ワンヘルス」¹の視点から、ヒトの病気のみに着目するのではなく、ヒト・動物・環境の各分野における連携した対策が求められています。

さらに、既知の感染症であっても、特定の抗微生物薬が効きにくくなる又は効かなくなる薬剤耐性の獲得により、将来的な感染拡大のリスクが高まる可能性があります。こうした薬剤耐性対策の推進等を含む日常的な取り組みを着実に進めることができ、将来的な感染拡大リスクの軽減に不可欠です。

第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとはウイルスの抗原性が大きく異なる新型ウイルスで約10年から40年の周期で発生しています。多くの人が新型ウイルスに対する免疫を持たないため、パンデミックとなり、深刻な健康被害と社会的影響をもたらす可能性があります。

また、既知の病原体であるコロナウイルスにおいても、ウイルスの変異等により新型ウイルスが出現すれば、同様にパンデミックになる懸念があります。

さらに、未知の感染症である新感染症が発生した場合も、その感染力の強さによっては大きな社会的影響を及ぼす可能性があります。

このような感染症が発生した際には、国家の危機管理として迅速かつ的確な対応が求められます。こうした背景を踏まえ、国は、病原性が高い新型インフルエンザ等や同様に危険性の高い新感染症の発生時に、国民の生命・健康を守り、生活や経済への影響を最小に抑えることを目的として、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）を制定しました。

特措法は、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関²、事業者等の責務を定めるとともに、新型インフルエンザ等の発生時における対応措置、まん延防止等重点措

¹ 人や動物の健康と、それを取り巻く環境を包括的に捉え、関連する人獣共通感染症などの分野横断的な課題に対し関係者が連携して取り組む概念を「ワンヘルス（One Health）」という。

² 指定（地方）公共機関は、国立健康危機管理研究機構、日本銀行、日本赤十字、NHK等の公的機関や医療、医薬品、医療機器の製造販売及び電気又はガスの供給、輸送、通信、その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの。

指定地方公共機関は指定公共機関以外で、知事の指定するもの。

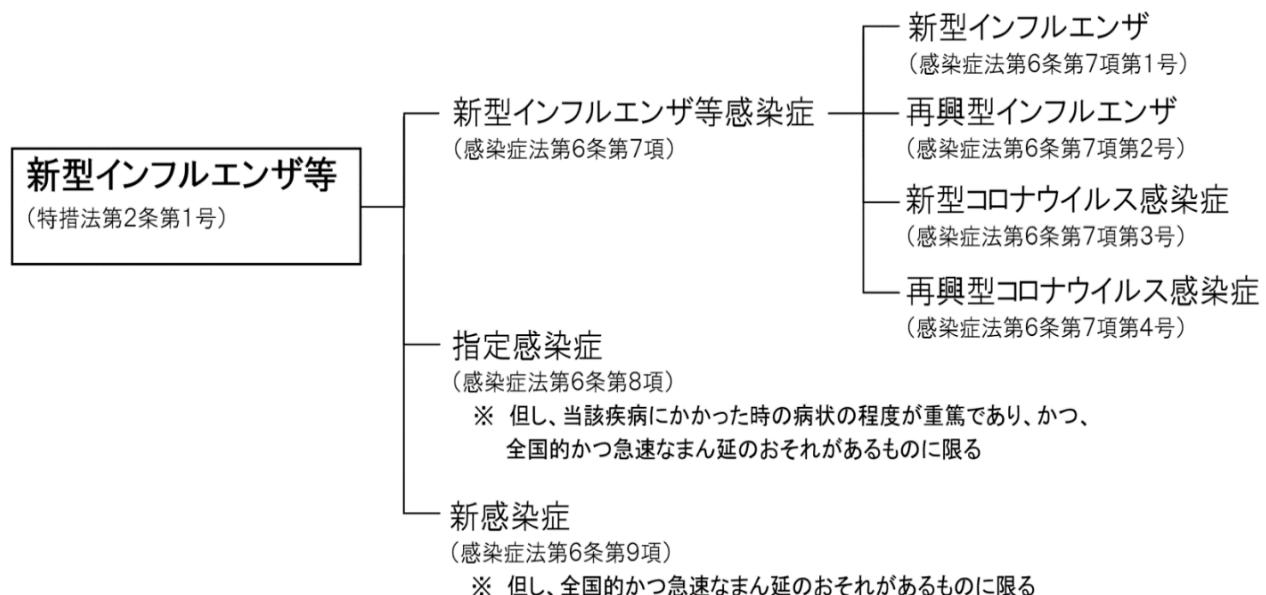
置、緊急事態措置などの特別措置を規定しています。これは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）等と連携し、国全体としての体制を強化し、新型インフルエンザ等への対策を推進することを目的としています。

特措法の対象となる「新型インフルエンザ等」は、国民の大多数が免疫を持たず、全国的かつ急速なまん延の恐れがあり、重篤な症状を引き起こす可能性があるほか、国民生活や経済に深刻な影響を及ぼすことが懸念される感染症です。

具体的には、以下の3つが該当します。

- ① 新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- ② 指定感染症
(当該疾病にかかった時の症状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの)
- ③ 新感染症
(全国かつ急速なまん延のおそれがあるもの)

【新型インフルエンザ等の定義】



第2章 市行動計画の作成と感染症危機対応

第1節 取り組みの経緯

朝倉市では、国の「新型インフルエンザ対策行動計画」及び「福岡県新型インフルエンザ対策行動計画」に基づき、平成21年（2009年）5月に「朝倉市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定しました。

その後、国は、新型インフルエンザ等対策の実効性をより高めるため、平成24年（2012年）4月に特措法を制定し、平成25年（2013年）6月にはこれに基づく「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を策定しました。

福岡県では、平成25年（2013年）9月に「福岡県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）を策定しています。

市では、平成26年（2014年）8月に従来の「朝倉市新型インフルエンザ対策行動計画」を廃止し、新たに「朝倉市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を策定しました。この計画を基本として、感染症対策の中核的機関である北筑後保健福祉環境事務所や朝倉医師会などの関係機関と連携し、地域における新型インフルエンザ等対策を推進してきました。

第2節 政府・県・市行動計画の改定

令和2年（2020年）1月に国内初の新型コロナ感染者が確認されて以降、感染拡大により国民の生命・健康が脅かされ、国民生活及び社会経済活動は大きく影響を受けました。この感染症危機において、国民、政治、行政、医療関係者、事業者などが一体となった対応が進められてきました。

国は、新型コロナ対応で明らかとなった課題や、関連する法改正等も踏まえ、今後の多様な感染症危機に対応できる社会を目指し、平時の準備態勢を強化し、有事には感染症の特徴や科学的知見に基づく迅速かつ的確な対応を可能とすることを目的に、令和6年（2024年）7月に「政府行動計画」を全面改定しました。

これを受け、県は令和7年（2025年）3月に「県行動計画」を改定し、平時から医療提供体制や検査体制の整備をすすめ、有事には、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図る対策を講じ、県民の生命・健康を守るとともに、生活や経済への影響を最小限に抑えることを目指しています。

今回、市では、特措法第8条に基づき、「政府行動計画」及び「県行動計画」に沿って、実際の感染症対応で得られた課題を踏まえ、次の感染症危機により的確に対応するため、学識経験者等の意見を反映し、「市行動計画」を改定しました。

本計画は、新型インフルエンザ等感染症発生における市の基本的な考え方や主な対策を示すものであり、病原性の高い感染症への対応を前提としつつ、病原性が低い場合など多様な状況に対応可能な選択肢を示すものです。

なお、「市行動計画」は、「政府行動計画」及び「県行動計画」、並びに現在までに判明している事実に基づいて策定されていますが、今後も新たな科学的知見を適宜反映し、必要に応じて柔軟に変更を行っていきます。

第2部 新型インフルエンザ等対策の基本的な方針

第1章 対策の目的及び基本的な考え方等

第1節 対策の目的

病原性が高く、まん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生した場合、市民の生命・健康のみならず、市民生活や社会活動にも大きな影響を与えかねません。長期的には多くの人が感染する恐れがあるなかで、患者の発生が短期間に集中してしまった場合、医療機関の対応能力を超える事態も想定されます。こうした状況を踏まえ、新型インフルエンザ等対策は国家的な危機管理に関わる重要な課題と位置付け、以下の2点を主な目的として対策を実施します。

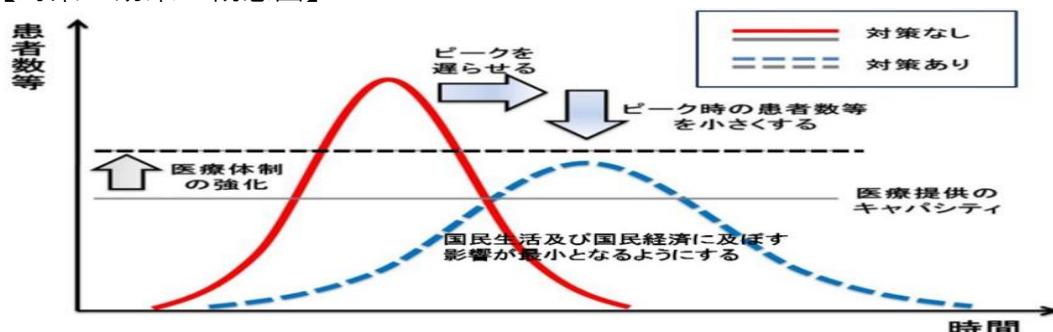
(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を守るよう努めます。

- ・ 感染拡大を可能な限り抑制し、流行のピークを遅らせることで、医療体制や予防接種体制等の整備に必要な時間を確保します。
- ・ 流行のピーク時における患者数をできるだけ少なくして医療機関への負荷を軽減することで、医療提供体制の強化を図り、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにします。
- ・ 適切な医療提供を通じて、重症者や死者の数を可能な限り減少させることを目指します。

(2) 市民生活及び経済への影響が最小となるよう努めます。

- ・ 感染拡大防止と社会経済活動の両立を図りながら、状況に応じた対策の切替えを円滑に行うことで、市民生活及び社会経済活動への影響を最小限に抑えます。
- ・ 地域における感染対策等により、欠勤者の数を減らすよう努めます。
- ・ 業務継続計画³の作成・実施を通じて、医療提供や市民生活・経済の安定に資する業務の継続を確保します。

【対策の効果 概念図】



引用：新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（まん延防止）

³ 大規模な災害や感染症などの非常事態で、人や物、情報、ライフラインなどの資源が限られる状況を想定し、非常時に優先すべき業務を明確にし、その業務を継続するために必要な資源の確保や配分、手続きの簡略化、指揮命令系統の明確化などを行うことで、適切な業務運営を可能にすることを目的とした計画。

第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、感染症の発生段階や状況の変化に応じて柔軟に対応する必要があります。過去のインフルエンザや新型コロナウイルスのパンデミックの経験から、特定の事例に偏った準備は大きなリスクを伴う可能性があるため、幅広い視点での対応が求められます。

市では、県行動計画及び政府行動計画に基づき、発生した感染症の特性を踏まえ、発生前から終息までの各段階に応じた一連の対策を実施します。

実際に新型インフルエンザ等が発生した場合には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性・感染性、薬剤感受性など）、流行の状況、地域の実情などを総合的に考慮し、人権への配慮、対策の有効性・実行可能性、市民生活や経済に与える影響など踏まえた上で、「市行動計画」に記載された対策の中から、適切な対応策を選定・実施します。

市民の生命・健康に深刻な影響を及ぼすおそれのある新型インフルエンザ等への対策は、医療対応（ワクチン接種や治療薬の提供など）と、不要不急の外出自粛、施設の使用制限、事業活動の縮小による接触機会の抑制など、医療以外の感染対策を組み合わせて総合的に実施する必要があります。

特に医療以外の感染対策は、社会全体で取り組むことで高い効果が期待されます。すべての事業者が職場での感染予防に自主的に取り組むことはもちろん、感染拡大防止の観点から、継続すべき重要業務の選定などの対策を積極的に検討することが重要です。

また、事業者の従業員が感染した場合、一時的にサービス提供水準が低下する可能性があることを市民に周知し、理解を得るための呼びかけも必要です。

新型インフルエンザ等のまん延による医療体制のひっ迫や社会的混乱を防ぐためには、国、県、市町村、指定（地方）公共機関による対応だけでは限界があり、事業者や市民一人ひとりが感染予防や感染拡大防止のための行動や備蓄などの準備を行うことが必要です。

新型インフルエンザ等対策の基本は、日常的な手洗いやマスク着用などの咳エチケット等を含む呼吸器感染症対策です。特に、ワクチンや治療薬が存在しない可能性が高い新興感染症の場合には、公衆衛生対策の重要性が一層高まります。

第3節 多様な感染症に対応可能なシナリオ

（1）有事におけるシナリオの基本的な考え方

新型インフルエンザや新型コロナウイルスに限らず、今後発生し得る新たな呼吸器感染症も視野に入れ、中長期的に複数の感染の波が生じる可能性を踏まえた、柔軟かつ包括的なシナリオとするため、以下の4つの視点を基本に、有事の対応を想定します。

① 特定の感染症に依存しない視点

過去の事例に偏ることなく、新たな呼吸器感染症等の発生も想定し、病原体の性状に応じた対策を検討します。

② 発生初期の対応

病原体に関する知見が限られている発生初期では、感染拡大防止を徹底し、早

期収束を目指します。

③ 状況に応じた柔軟な対応

科学的知見の蓄積や病原体の性状の把握、医療・検査体制の整備、ワクチン・治療薬の普及等、社会経済の動向に応じて、適切なタイミングで対策を切り替えます。

④ 長期化・再拡大への備え

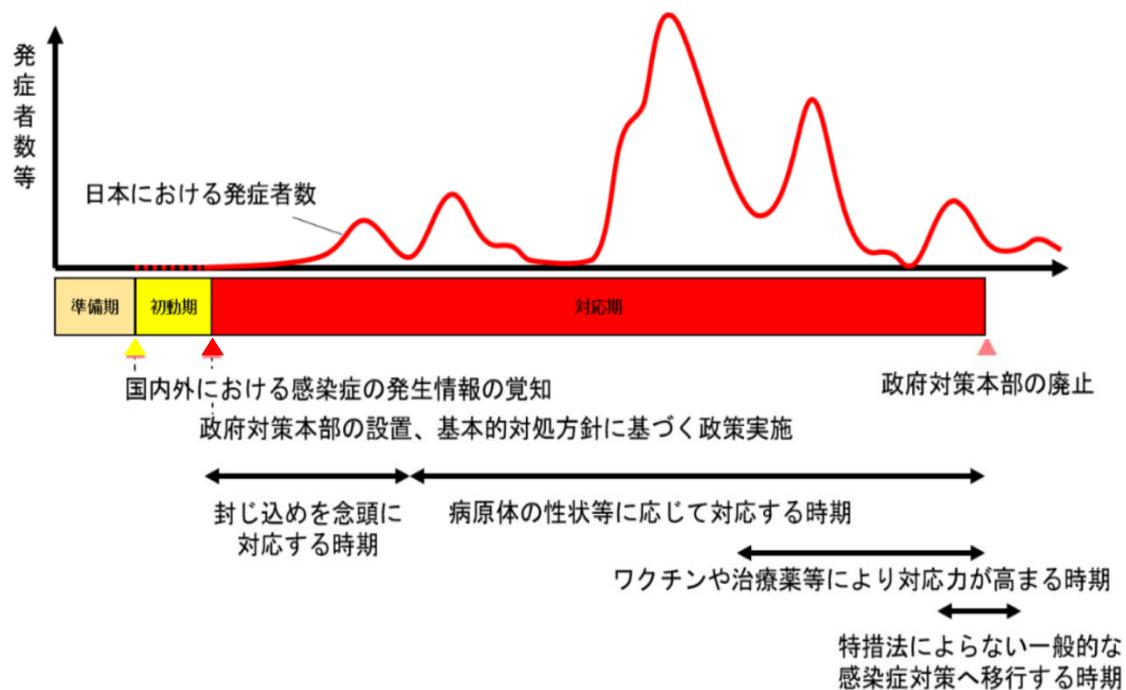
病原体の変異や感染性の変化による再流行や、対策の長期化も想定に含めます。

新型インフルエンザ等対策は、以下の3つの段階に分けて構成されます。

- ・準備期：予防や体制整備など、発生前の準備段階
- ・初動期：感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの段階
- ・対応期：基本的対処方針が実行されてから政府対策本部が廃止されるまでの段階

【新型インフルエンザ等発生時の発症者数のイメージ】

※ 実際の感染症危機においては様々なパターンが想定されます。



引用：内閣感染症危機管理統括庁 資料

(2) 感染症危機における有事のシナリオ

感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化に応じて柔軟に対応するため、それぞれの段階に応じた対策を講じます。

準備期

(目的)

- 1) 感染症の発生に備えた情報収集
- 2) 対応体制の整備

(対策の考え方)

感染症の発生に備え、地域の医療提供体制の強化、市民への啓発活動、業務継続計画の策定など、事前準備を着実に進めることが重要です。

初動期

(目的)

- 1) 感染拡大に備えた体制整備

(対策の考え方)

新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、病原体の国内侵入は避けられないという前提のもと、対策を策定する必要があります。

感染症の特徴や病原体の性状（病原性・感染性・薬剤感受性など）を把握しつつ、準備期間を確保するため、感染拡大の速度を可能な限り抑えることが重要です。

対応期(封じ込めを念頭に対応する時期)

(目的)

- 1) 感染拡大の抑制
- 2) 市民への適切な情報提供

(対策の考え方)

病原体の性状に関する情報が限られている段階では、感染動向を踏まえつつ、まずは公衆衛生措置により封じ込めを目指した対応を行います。

この時点で新型インフルエンザであることが判明した場合には、抗インフルエンザ薬やプレパンデミックワクチンの活用を開始し、検査・診療を通じて感染拡大の防止を図る可能性があることに留意します。

対応期(病原体の性状等に応じて対応する時期)

(目的)

- 1) 医療体制の維持
- 2) 健康被害の最小化

3) 市民生活・経済への影響の軽減

(対策の考え方)

感染の封じ込めが困難となった場合は、感染拡大の速度や潜伏期間等を踏まえ、確保された医療提供体制で対応可能な範囲に抑えるための対策を講じる必要があります。

「まん延防止等重点措置」や「緊急事態措置」が発令された場合には、外出自粛や施設使用制限などを実施し、感染拡大の抑制を図ります。

国・地方公共団体・事業者が連携し、医療体制、生活・経済の維持に努めるとともに、社会情勢の変化に応じて柔軟に対応することが求められます。

対応期(ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期)

(目的)

- 1) 市民生活と経済活動の回復
- 2) 次の感染症への備え

(対策の考え方)

科学的知見や医療体制の整備状況、ワクチン・治療薬の普及などを踏まえ、柔軟かつ迅速に対策を切り替えることが重要です。市民生活の回復を図るとともに、次の感染拡大に備えた準備を進めます。

対応期(特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期)

(目的)

- 1) 市民生活と経済活動の回復
- 2) 次の感染症への備え

(対策の考え方)

検査・医療体制の整備やワクチン・治療薬の普及により対応力が一定水準を上回る場合、免疫獲得や病原体の変異による影響を踏まえ、特措法による対応から通常の感染症対策（出口戦略）へ段階的に移行します。

第4節 新型インフルエンザ等対策の実施における留意事項

新型インフルエンザ等の発生に備え、また発生時に迅速かつ的確な対応が可能となるよう、特措法その他関係法令及び市行動計画に基づき、国・県・指定（地方）公共機関と連携・協力して対策を講じます。その際、以下の点に留意します。

（1）平時の備えの強化

感染症危機への対応には、平時からの体制整備が不可欠です。情報収集・共有・分析の高度化を図るため DX（デジタル・トランスフォーメーションをいう。以下同じ。）の推進を含め、訓練等を通じて迅速な初動体制の確立を目指します。

また、市民に理解と協力を得るため、感染症及び感染対策に関する基本的な知識の普及を平時から積極的に行い、全年代に向けて分かりやすい情報提供・共有に努めます。

（2）感染拡大防止と社会経済活動の両立

対策の実施にあたっては、感染拡大防止と社会経済活動の維持とのバランスを考慮し、適切な情報提供を通じて市民生活への影響を最小限に抑えつつ、生命と健康の保護を図ります。状況に応じた柔軟な対策の切替えを行い、社会的影響の軽減に努めます。

（3）基本的人権の尊重

対策の実施に際しては、基本的人権を尊重することを原則とし、県が実施する各種措置（医療関係者への医療等の実施の要請等⁴、不要不急の外出の自粛等の要請、学校、興行場等の使用制限の要請等⁵、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用⁶、緊急物資の運送等⁷、特定物資の売渡しの要請等⁸）の実施への協力にあたっては、市民の権利と自由への制限を必要最小限にとどめます⁹。

具体的には、法令の根拠があることを前提とし、市民への十分な説明と理解の確保を基本とします。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷や差別的言動は人権侵害でありあってはならないものです。これらの偏見・差別は、医療機関への受診行動の妨げとなり、感染拡大防止を遅らせる要因となるほか、医療従事者等の士気低下にもつながります。対策の実施に当たっては、市民の安心を確保し、社会の分断を防ぐため偏見・差別の防止に取り組みます。

（4）特措法の危機管理上の位置づけ

特措法は、緊急事態に備えた危機管理のための制度として設計されており、必要に応じて多様な措置を講じることが可能です。ただし、新型インフルエンザや新感染症が発生した場合でも、病原性の程度やワクチンや治療薬の有効性等により、緊急事態の措置が不要となる場合もあるため、常にこれらの措置を講じるものではないことに留意が必要です。

⁴ 特措法第31条

⁵ 特措法第45条

⁶ 特措法第49条

⁷ 特措法第54条

⁸ 特措法第55条

⁹ 特措法第5条

(5) 関係機関との連携体制の確保

朝倉市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）は、新型インフルエンザ等対策本部¹⁰（以下「政府対策本部」という。）及び福岡県新型インフルエンザ等対策本部¹¹（以下「県対策本部」という。）、近隣市町村、指定（地方）公共機関と緊密に連携し、総合的な対策を推進します。必要に応じて、市対策本部長から県に対し、対策に関する総合調整を行うよう要請します。

(6) 高齢者・障がい者施設等における対応

高齢者施設や障がい者施設等における医療提供体制等について、感染症危機に備え、平時からの検討と準備を促進します。

(7) 感染症危機下の災害対応

感染症危機下の災害発生を想定し、平時から防災備蓄や避難所の確保、自宅療養者等への情報提供体制の整備を進めます。災害発生時には、国・県と連携し、地域の状況を適切に把握した上で、避難所における感染症対策を迅速に強化します。

(8) 記録の作成・保存

新型インフルエンザ等が発生した際には、市対策本部における対策の記録を作成・保存し、適宜公表します。

第5節 対策推進における役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、対策の的確かつ迅速な実施を担うとともに、地方公共団体及び指定（地方）公共機関の取組を支援し、国全体として万全な体制を構築する責務を有します¹²。また、WHO等の国際機関や諸外国との連携を確保し、国際的な対策を推進します。

さらに、ワクチンやその他の医薬品の調査・研究の推進¹³、国際協力の推進に努めます¹⁴。こうした取り組みを通じ、発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期開発・確保に努めます。

発生前には、政府行動計画に基づく準備期の対策を着実に実施し、定期的な訓練等を通じて、体制の点検及び改善を図ります。発生時には、政府対策本部において基本的対処方針¹⁵を決定し、推進会議等の意見を踏まえながら、国民・事業者等の理解と協力を得て対策を推進します。感染症に関する基本情報の提供・共有にも努めます。

(2) 地方公共団体の役割

地方公共団体は、発生時に基本的対処方針に基づき、地域における対策を的確か

¹⁰ 特措法第15条

¹¹ 特措法第22条

¹² 特措法第3条第1項

¹³ 特措法第3条第2項

¹⁴ 特措法第3条第3項

¹⁵ 特措法第18条

つ迅速に実施し、関係機関の取組を総合的に推進する責務を担います¹⁶。

【県の役割】

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として中心的な役割を果たします。地域医療体制の確保やまん延防止に関する判断・対応を行い、発生前には、以下の準備を計画的に進めます。

- ・医療機関との医療措置協定（病床確保、発熱外来、自宅療養者対応、医療人材の派遣、医療提供体制の整備等）の締結
- ・民間検査機関・医療機関との検査措置協定の締結
- ・医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等整備

発生時には基本的対処方針を踏まえつつ、国と協議しながら対策を推進し、市町村との緊密な連携を図り、地域での対策実施を支援します。また、保健所を地域の感染症対策の中核的機関と位置づけ、保健所設置市や隣接県と連携し、必要に応じて協議や情報の共有化を行います。

【市の役割】

市は、基本的対処方針に基づき、住民へのワクチン接種、生活支援、ならびに新型インフルエンザ等の発生時に生活に支障をきたすおそれのある高齢者や障がい者等（以下「要配慮者」という。）への支援を的確に実施する責務を担います。対策の実施にあたっては、県及び近隣市町村と緊密な連携を図り、地域全体での対応力を高めます。

（3）医療機関の役割

医療機関は、発生前から県と医療措置協定を締結し、院内感染対策研修や感染対策物資の確保等を通じて、地域における医療提供体制の確保に努めます。また、診療体制を含む業務継続計画を策定し、関係機関との連携を進めます。発生時には、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療提供、後方支援、医療人材の派遣等を実施し、感染症医療と通常医療の提供体制の確保に努めます。

（4）指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等の発生時に対策を実施する責務を担います¹⁷。

（5）登録事業者の役割

特措法第28条に基づき厚生労働大臣の登録を受けた登録事業者は、医療提供や国民生活・経済の安定に資する業務を継続するため、発生前から職場での感染対策や重要業務の継続に向けた準備を積極的に行う必要があります。発生時には、社会

¹⁶ 特措法第3条第4項

¹⁷ 特措法第3条第5項

的使命を果たすべく業務の継続に努めます¹⁸。

（6）一般事業者の役割

一般事業者は、発生に備えて職場での感染対策を講じることが求められます。感染拡大時には、事業の一部縮小が必要となる場合もあり、特に多数の者が集まる業種では、感染防止措置の徹底が重要です¹⁹、平時からマスクや消毒薬等の感染対策物資の備蓄を行い、対策を講じる必要があります。

（7）市民の役割

市民は、発生時の医療提供体制のひっ迫を避け、救急搬送体制を維持するためにも、発生前から新型インフルエンザ等に関する情報や行動方針を理解し、日常的な健康管理と救急車両の適正利用が求められます。また、発生時には、流行状況、予防接種や感染が疑われる場合の医療機関への受診方法等の情報を把握し、手洗い・換気・人混みの回避や体調不良時にはマスク着用・咳エチケットなど感染拡大防止のための行動をとるとともに²⁰、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の感染対策物資や生活必需品等の備蓄を行うよう努めます。

¹⁸ 特措法第4条第3項

¹⁹ 特措法第4条第1項及び第2項

²⁰ 特措法第4条第1項

第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点

第1節 市行動計画における対策項目等

（1）市行動計画の主な対策項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主要目的である、

「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること」

「市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにすること」

を達成するための具体的な対策を定めたものです。

国及び県の行動計画を踏まえ、関係機関が理解しやすく、実行しやすいよう、以下の7項目を主な対策項目として設定しています。

1. 実施体制
2. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
3. まん延防止
4. ワクチン
5. 地域保健・連携・支援
6. 物資
7. 市民生活及び地域経済の安定の確保

① 実施体制

感染症危機は、市民の生命・健康、生活、経済に広範な影響を及ぼすため、市の危機管理として総合的に対応する必要があります。国・県・市町村・医療機関・事業者等の関係機関が連携し、実効性のある対策を講じることが重要です。

発生前から関係機関との連携を維持し、人材の確保・育成、実践的な訓練等を通じて対応力を強化します。発生時には、平時の準備を基に迅速な情報収集・分析を行い、的確な政策判断と実行につなげることで、感染拡大の抑制と市民生活・経済への影響の最小化を図ります。

② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機下では、情報が錯綜しやすく、不安から偏見・差別や偽情報の拡散が懸念されます。科学的根拠に基づく正確な情報を迅速に発信するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、市民・医療機関・事業者等が、リスク情報を共有し、適切な判断と行動ができるよう支援します。

③ まん延防止

感染拡大の速度やピークを抑えることで、医療提供体制の整備に必要な時間を確保し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることが重要です。

特に有効な治療薬がない場合や予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上のまん延防止対策は不可欠です。医療体制がひっ迫する恐れがある場合には、国・県が特措法に基づき、地域・期間を限定してまん延防止等重点措置や緊急事態措置を実施します。

なお、特措法第5条に基づくまん延防止対策には、個人の行動制限や、社会・経済活動への影響が伴うため、制限は必要最小限にとどめることが求められます。対策は、個人・地域・職場での予防措置や予防接種などを組み合わせて実施し、病原性・感染性、発生状況、ワクチン・治療薬の普及状況等を踏まえ、対策の実施・縮小・中止を柔軟に判断します。

④ ワクチン

ワクチン接種は、個人の感染や発症、重症化を防ぎ、受診・入院患者数を抑制することで、医療体制への負荷軽減につながります。これにより、健康被害及び社会・経済活動への影響を最小限に抑えることが可能となります。

国・県・市は、医療機関・事業者・関係団体等と連携し、平時から接種体制や実施方法の整備を進めます。発生時における接種にあたっては、事前準備を踏まえつつ、新たな知見に応じた柔軟な運用を行います。

⑤ 地域保健・連携・支援

県及び保健所は、地域の情報収集・分析を担い、地域の実情に応じた感染症対策を実施する中核的機関です。

市は、住民に最も近い行政単位として、基本的対処方針に基づき、県が実施する在宅療養患者や濃厚接触者、要配慮者等の健康観察や日常生活を維持するために必要なサービス等の提供に協力します。

⑥ 物資

新型インフルエンザ等の発生時には、全国的かつ急速な感染拡大が予測され、マスク・消毒薬等の感染対策物資の需要が急増します。医療機関等の関係機関において、必要物資が確保されるよう、平時から備蓄の推進を図ります。また、市民に対しても、無理のない範囲での感染対策物資や食料品・生活必需品等の備蓄を呼びかけ、個人レベルでの対策を促進します。

⑦ 市民生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の流行は、市民の罹患や家族の看護等により、生活や経済活動の停滞を招く可能性があります。

市は、上水道、下水道、廃棄物処理・埋火葬等の社会機能維持に必要な業務について業務継続計画を策定し、県・指定（地方）公共機関・登録事業者と連携して、特措法に基づく事前準備を行います。

また、市民や一般事業者に対しても、平時からの事業継続計画の策定や感染防止対策の実施を促し、市域全体での安定確保に努めます。

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第3部では、各時期毎に目的、個別の対策を示します。なお、個々の対策の具体的な実施時期は当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、あくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施することとします。

対策の実施や縮小・中止時期の判断については、必要に応じて、国が定めたガイドライン等を参考に行います。

第1章 実施体制

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生、またはその疑いがある場合には、状況を的確に把握し、市全体で迅速かつ効果的に対応することが求められます。そのため、市においては、あらかじめ、関係機関の役割の整理、緊急時に機能する組織体制の構築・確認、人員配置の調整、業務の優先順位付け等を行います。また、研修・訓練を通じて課題の抽出と改善を図り、関係機関との連携強化を推進します。

(2) 主な対応事項

1) 市行動計画等の策定

- ① 特措法に基づき、新型インフルエンザ等発生に備えた市行動計画を策定し、必要に応じて見直します。計画の策定・変更に際しては、感染症の知識を有する学識経験者等の意見を事前に聴取します。
- ② 発生時に強化すべき業務の実施体制や継続すべき業務の維持を目的とした業務継続計画を策定し、適宜見直します。

2) 体制整備及び関係機関との連携強化

- ① 国・県・他市町村と連携し、平時から情報共有、連携体制の確認、訓練を実施します。
- ② 必要に応じて「朝倉市新型インフルエンザ等対策連絡調整会議」（以下「市連絡調整会議」という。）を開催し、発生時の対応を検討します。関係各課との情報交換・認識共有を通じて連携体制を強化します
- ③ 保健所、消防機関、朝倉医師会等との連携を進め、情報交換を含む協力体制を構築します。
- ④ 対策に従事する行政職員等の育成にも努めます。
- ⑤ 国・県と連携し、関連情報の収集を積極的に行い、県からの要請に応じて適切に協力します。

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生、またはその疑いがある場合には、状況を正確に把握し、市民の生命と健康を守るため、迅速かつ総合的な対応が求められます。準備期での対応を踏まえ、市連絡調整会議等を必要に応じて開催し、市及び関係機関の体制を強化し、初動期の対策を速やかに実施します。

(2) 主な対応事項

1) 基本的な実施体制

1 国の体制

国は、新型感染症の発生が確認され、WHOによるPHEIC（国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態）宣言等が行われた場合、関係省庁間で情報共有を行い、必要な法的措置や制度改正を実施します。厚生労働大臣は、症状が季節性インフルエンザと同程度以下でない限り、閣議を経て政府対策本部を設置します。

政府対策本部は、感染症の特性や科学的知見に基づき、「基本的対処方針」を策定・公示し、都道府県や指定（地方）公共機関の対策実施の指針とします。

2 県の体制

県では、感染症の発生が確認された場合、感染症対策連携協議会、感染症危機管理専門家会議、対策本部幹事会等を必要に応じて開催し、関係機関との認識共有と対応方針の協議を行います。政府対策本部が設置された場合には、直ちに福岡県インフルエンザ等対策本部を設置します。

なお、病状が季節性インフルエンザと同程度以下と国が判断した場合には、感染症法等に基づく通常の対策を実施します。

3 市の体制

- ① 市は、政府対策本部設置及び県対策本部設置に伴い、必要に応じて市長を本部長とする市対策本部を設置し、国の基本的対処方針を確認のうえ、市対策本部及び市連絡調整会議にて対応を検討します。
- ② 必要に応じて市連絡調整会議や総合連絡会議を開催し、各部との情報共有・認識統一を図り、全庁的な人員体制の強化を進めます。
- ③ 県、医師会等の関係機関と連携し、情報交換・認識共有を行うとともに、市内での患者発生に備えた対策について協議を行います。

【各期における市の組織体制】

目的	準備期	初動期	対応期
総合的対策の決定	-	朝倉市新型インフルエンザ等対策本部	
対策の検討		朝倉市新型インフルエンザ等対策連絡調整会議	
情報共有			総合連絡会議

2) 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、国からの財政支援を効果的に活用しつつ、対策に必要な経費を精査し必要な予算措置を講じます。

第3節 対応期

(1) 目的

初動期に続き、国内での新型インフルエンザ等の発生状況によっては、流行が収束し特措法によらない基本的な感染症対策へと移行するまで長期間にわたる対応も想定され、対策の実施体制を持続可能なものとすることが重要です。病原体の変異

や医療のひっ迫、ワクチン・治療薬の開発などの、状況の変化に応じて柔軟かつ機動的に対策を見直し、早期収束と影響の最小化を図ります。

(2) 主な対応事項

1) 基本的な実施体制

1 国の役割

- ① 国は、基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、都道府県及び指定公共機関に対して総合調整を行い、必要に応じて、必要な限度において指示を行います。
- ② 国は、感染症法に基づき、広域的な人材確保、移送が必要な場合には、都道府県・医療機関等の関係機関に対してまん延防止措置の調整・指示を行います。

2 県の役割

- ① 県は、県内の対策を迅速かつ的確に実施するため、市町村や関係機関との連携を図り、総合調整を行います。
- ② 県は、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要があると認めるときは、市町村、医療機関、感染症試験研究等機関、保健所設置市等に対し、入院措置等に関する調整・指示を行います

3 市の役割

- ① 市は県と連携し、県の対策情報を収集し、市行動計画に基づく必要な対策を実施します。
- ② 緊急事態宣言が発出された場合には、特措法に基づき市対策本部を設置し、緊急事態措置の総合調整を行います。
- ③ 市は、新型インフルエンザ等のまん延により市の業務遂行が困難な場合には、県に事務代行の措置を要請します。
- ④ 市は、対策を実施するため、他市町村や県からの応援措置を活用し、必要な対策を実施します。
- ⑤ 市は、国の財政支援を活用し、対策に必要な予算を確保します。

2) 特措法によらない基本的感染症対策への移行

1 政府対策本部の廃止

国は、症状が季節性インフルエンザと同程度以下であることが明らかになった場合や、国民の大多数が免疫を獲得した場合など、感染症法に基づく政令の廃止により、必要に応じて推進会議の意見を聴取し、政府対策本部を廃止します。

2 県対策本部の廃止

政府対策本部が廃止された場合、県対策本部も廃止されます。

3 市対策本部の廃止

政府及び県の対策本部が廃止された場合、市対策本部も廃止します。

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

(1) 目的

感染症対策を効果的に推進するためには、国・県・医療機関・事業者・市民等とリスク情報の共有を図り、市民が適切な判断と行動を取れるよう支援することが重要です。

市は平時から、市民の感染症危機に対する理解を深める取組を進め、科学的根拠に基づいた情報提供・普及啓発を通じて、適時かつ適切な情報共有を行います。

また、発生状況に応じた情報提供の内容・手段・受け手の反応やニーズを把握し、情報提供方法の改善を図ります。

(2) 主な対応事項

1) 発生前の情報提供・共有

- ① 県と連携し、新型インフルエンザ等に関する基本情報や対策について、各種媒体を活用し、継続的かつ分かりやすい情報提供を行います。
- ② ホームページや広報紙等を通じて感染予防策（マスク着用、手洗い、咳エチケット等）を含む基本的な知識の普及を図ります。
- ③ 発生時にも医療の効率的な提供や救急搬送体制を維持するため、日常的な健康管理や救急車両の適正利用について啓発を行います。
- ④ 外国人や視覚・聴覚が不自由な方等にも配慮し、理解しやすい方法で情報提供を行います。

2) 感染状況等の情報提供・共有体制の整備

- ① 県や関係機関と連携し、発生時の情報共有体制を整備します²¹。
- ② 医療機関や情報を必要とする関係者に対し、確実に情報提供が可能となる体制を構築します。
- ③ 発生状況に応じた市民向け情報の内容（対策の決定プロセス、理由、個人情報保護への配慮、実施主体の明示）や広報媒体（SNS、広報紙、ホームページ等）について検討し、広報体制を事前に整備します。
- ④ 市民からの相談に対応するため、広報媒体での情報提供や国・県の要請に応じて相談窓口の設置準備を進めます。

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生またはその疑いがある場合には、感染拡大に備え、市民に対して状況に応じた正確かつ迅速な情報提供・共有を行い、適切な準備と行動を促すことが重要です。

市民が科学的根拠に基づき冷静に判断・行動できるよう、関心事項を踏まえた分かりやすい情報を提供するとともに偏見や差別の防止、偽・誤情報への対応を含め、

²¹ 感染症法第16条等

都道府県知事は、新型インフルエンザ等の患者に関する情報など必要と認める情報を市町村長に提供することができることとされている。

不安の軽減に努めます。

(2) 主な対応事項

1) 発生後の情報提供・共有

- ① 県等と連携し、発生状況や有効な感染防止対策等に関する情報を収集し、各種媒体を活用して市民へ分かりやすく提供します。個人レベルでの対策が社会全体の感染拡大防止に寄与することを啓発し、冷静な行動を促します。
- ② 誰もが感染する可能性があることを周知し、マスク着用・手洗い・咳エチケット等の基本的な感染症予防策や、地域の医療提供体制、感染が疑われる場合の受診方法について情報提供を行います。
- ③ 外国人や視覚・聴覚が不自由な方、高齢者、子どもにも配慮し、理解しやすい内容・形式で情報提供を行います。
- ④ 国・県からの要請に応じて相談窓口等を設置し、市民からの相談内容を庁内で共有し、情報提供内容に反映します。
- ⑤ 感染者やその家族、所属機関、医療従事者等への偏見・差別は許されるものではなく、法的責任や感染症対策への悪影響について啓発し、相談窓口情報と併せて周知します。
- ⑥ 発生状況やウイルス学的情報等について、県や近隣市町村と情報共有を行い、学校・保育施設・高齢者施設等の集団感染リスクに配慮し、必要な機関へ、適宜情報提供を行います。

第3節 対応期

(1) 目的

感染症危機において、効果的な対策を講じるためには、リスク情報とその見方を共有し、市民が適切に判断・行動できるよう支援することが重要です。対応期では感染状況に応じて対策も変化するため、市は、科学的根拠に基づいた正確な情報を迅速かつ分かりやすく提供し、市民の理解と行動変容を促します。

(2) 主な対応事項

1) 基本方針

- ① 県と連携し、発生状況や対策内容について、個人情報保護に配慮しながら必要な情報を提供します。
- ② 地域医療体制の変更、学校・保育施設・職場での感染対策、社会活動の状況、支援策等について、流行状況に応じて適切に情報提供します。
- ③ 医療提供体制のひっ迫を避けるため、引き続き基本的な感染症予防策や、地域の医療提供体制、救急車両の適正利用、感染が疑われる場合の受診方法について情報提供を行います。
- ④ 外国人や視覚・聴覚が不自由な方、高齢者、子どもにも配慮し、理解しやすい形式で情報提供を継続します。
- ⑤ 国・県の要請に応じて相談窓口を継続・強化し、市民の相談内容を庁内で共有し、情報提供内容に反映します。
- ⑥ 偽・誤情報の拡散に対応し、科学的知見に基づく政策判断の根拠を明確に説明

し、市民の不安軽減に努めます。

- ⑦ 感染者やその家族、所属機関、医療従事者等への偏見・差別の防止について啓発し、相談窓口情報と併せて周知します。
- ⑧ 発生状況やウイルス学的情報等について、県・近隣市町村・関係機関と情報共有を行い、必要な機関へ適宜情報提供を行います。

2) リスク評価に基づく方針の決定・見直し

1 封じ込めを念頭に置く時期

感染初期段階では、封じ込めを目的とした感染拡大防止措置を徹底します。病原体の性状に関する知見が限られている場合は、その旨を含めて政策判断の根拠を丁寧に説明します。

個人の感染対策が社会全体の防止に寄与すること、市民等に不要不急の外出や都道府県間の移動等の自粛を求める際には、それらの行動制限が早期の感染拡大防止に必要なものであること、事業者の対策の重要性について、科学的根拠等に基づき分かりやすく説明します。

2 病原体の性状等に応じて対応する時期における情報提供・共有

病原体の性状に応じて対策が見直される場合、市は変更点や理由を含めて分かりやすく説明します。

影響の大きい年齢層に対しては、重点的にリスク情報を共有し、理解と協力を得られるよう努めます。

3 特措法によらない基本的感染症対策への移行時期

ワクチン等により、免疫獲得の進展や病原性の低下により、特措法によらない基本的感染対策へ移行する段階では、医療体制や感染対策の見直し等、平時への移行に伴う留意点について丁寧に情報提供します。個人の判断に委ねる対策への不安に配慮し、リスク情報の共有を通じて理解と協力を促します。あわせて、広報体制の段階的な縮小を行います。

第3章 まん延防止

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、医療提供体制で対応可能な範囲に感染拡大の速度やピークを抑えることで、市民の生命と健康を守ることを目的とします。

まん延防止には、感染経路への介入、基本的感染対策の徹底や、感染リスクの高い場面・場所の利用制限、人の接触抑制が重要になります。市は、有事における対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、市民・事業者の理解促進に努めます。

(2) 主な対応事項

1) 対策強化に向けた理解促進と準備

- ① 換気、マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みの回避など、基本的な感染対策の普及を図ります。また、感染が疑われる場合の相談センター²²への連絡や不要不急の外出自粛など、有事の対応について平時から理解を促します。
- ② 県と連携し、まん延防止等重点措置や緊急事態措置に伴う休業要請・外出自粛要請等について、市民・事業者の理解促進を図ります。
- ③ 学校、保育施設、社会福祉施設等の感染リスクが高い場面に対しては、平時から感染予防の啓発を行います。
- ④ 学校、保育施設、社会福祉施設等には、発生時の個人・施設内対策の強化に向けて、患者発生時の対応や感染拡大防止策の事前検討を要請します。

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、迅速かつ適切なまん延防止対策を実施することで、感染拡大の速度やピークを抑制し、医療提供体制の整備に必要な時間を確保します。これにより、受診・入院患者数等の増加を抑え、確保された医療体制で対応可能な状況を維持します。市は、まん延防止と迅速な対応に向けた準備を進めます。

(2) 主な対応事項

1) 市内でのまん延防止対策の準備

国・県からの要請に基づき、業務継続計画に沿った対応準備を行います。あわせて、国・県の動向を把握し、要請に応じて適切に協力します。

第3節 対応期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の感染拡大の速度やピークを抑制するため、まん延防止対策を講じ、医療体制のひっ迫を回避し、市民の生命と健康を守ります。その際、市

²² 県が整備する新型インフルエンザ等の有症状者等からの相談を受け付ける相談センター。

民生活や社会経済活動への影響も十分に配慮し、緊急事態措置の効果と影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、影響の軽減を図ります。

(2) 主な対応事項

1) まん延防止対策の実施

国・県からの要請に応じ、まん延防止対策に適宜協力します。

2) 緊急事態宣言時の対応

緊急事態宣言が発出された場合、市対策本部を設置し、迅速かつ的確な対応を図ります。

【参考】まん延防止等重点措置の公示及び緊急事態宣言の実施の手続き及び検討

○まん延防止等重点措置の公示及び緊急事態宣言の実施の手続き及び検討

国は、国内で発生した新型インフルエンザ等の状況又は都道府県からの要請等も踏まえ、推進会議の意見を聴き、基本的対処方針を変更するとともに、まん延防止等重点措置を実施すべき期間及び区域等を公示する²³。まん延防止等重点措置の公示は、新型インフルエンザ等が国内で発生し、都道府県の特定の区域において感染が拡大し、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあり、当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が発生した旨を示すものである。

○県による要請又は命令

県は、まん延防止等重点措置として、営業時間の変更その他の必要な措置を講ずる要請又は命令を行うに当たっては、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聞く²⁴。

○まん延防止等重点措置を実施する必要のある事態の終了

国は、まん延防止等重点措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、推進会議の意見を聴いて、速やかにまん延防止等重点措置を集中的に実施する必要のある事態が終了した旨を公示する²⁵。

○緊急事態宣言の手続き

緊急事態宣言は、緊急事態措置を講じなければ、医療提供体制の限界を超えてしまい、国民の生命及び健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生じる事態であることを示すものである。緊急事態宣言を行う手続きは上記のまん延防止等重点措置の手続きと同様であるが、異なる点は次のとおりである。

①国は、緊急事態宣言を行った旨を国会に報告する²⁶。また、国は、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言を行い、国会に報告する。

②市町村は、緊急事態宣言がされた場合は、直ちに市町村対策本部を設置する²⁷。市町村は、当該市町村の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う²⁸。

²³ 特措法第31条の6第1項

²⁴ 特措法第31条の8第4項

²⁵ 特措法第31条の6第4項

²⁶ 特措法第32条第1項及び第3項

²⁷ 特措法第34条第1項。なお、特措法第37条の規定により読み替えて準用する特措法第25条の規定により、市町村は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言が行われたときは、遅滞なく市町村対策本部を廃止するとされている。

²⁸ 特措法第36条第1項

【参考】県における主なまん延防止対策

1. まん延防止対策の内容

○患者や濃厚接触者への対応

県等は、国と連携し、地域の感染状況等に応じて、感染症法に基づき、患者への対応（入院勧告・措置等）²⁹や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請等）等の措置を行う³⁰。また、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性）等についての情報収集等で得られた知見等を踏まえ、積極的疫学調査等による感染源の推定と濃厚接触者の特定による感染拡大防止対策等の有効と考えられる措置がある場合には、そうした対応も組み合わせて実施する。

○外出等に係る要請等

県は、地域の実情に応じて、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛や、都道府県間の移動自粛要請を行う。

また、県は、まん延防止等重点措置として、重点区域³¹において営業時間が変更されている業態に属する事業が行われている場所への外出自粛要請³²や、緊急事態措置として、新型インフルエンザ等緊急事態において生活の維持に必要な場合を除き、みだりに居宅等から外出しないこと等の要請³³を行う。

○基本的な感染対策に係る要請等

県は、県民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨し、必要に応じ、その徹底を要請する。

○営業時間の変更や休業要請等

県は、必要に応じて、まん延防止等重点措置として、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対する営業時間の変更³⁴の要請を行う。

また、緊急事態措置として、学校等の多数の者が利用する施設³⁵を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下「施設管理者等」という。）に対する施設の使用制限（人数制限や無観客開催）や停止（休業）等の要請を行う。

○まん延の防止のための措置の要請

県は、必要に応じて、上記のまん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請の対象事業者や施設管理者等に対し、従業員に対する検査勧奨その他の新型インフルエンザ等のまん延を防止するために必要な措置を講ずることを要請する³⁶。

○その他の事業者に対する要請

①県は、事業者に対して、職場における感染対策の徹底を要請するとともに、従業員に基本的な感染対策等を勧奨し、又は徹底することを協力要請する。また、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診を勧奨すること、出勤が必要な者以外のテレワーク、こどもの通う学校等が臨時休業等をした場合の保護者である従業員への配慮等の協力を要請する。

②県は、国からの要請に基づき、医療機関、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。

③県は、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等について、施設の管理者等に対して、基本的な感染対策の徹底や、人数制限等の安全性を確保するための計画策定等を要請する。

²⁹ 感染症法第26条第2項の規定により準用する感染症法第19条

³⁰ 感染症法第44条の3第1項

³¹ 特措法第31条の6第1項第2号に規定するまん延防止等重点措置を実施すべき区域をいう。

³² 特措法第31条の8第2項

³³ 特措法第45条第1項

³⁴ 特措法第31条の8第1項

³⁵ 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年政令第122号）第11条に規定する施設に限る。

³⁶ 特措法第31条の8第1項及び第45条第2項

○学級閉鎖・休校等の要請

県は、感染状況、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有を行う。また、県は、学校保健安全法に基づく臨時休業³⁷（学級閉鎖、学年閉鎖又は休校）等を地域の感染状況等に鑑み適切に行うよう学校の設置者等に要請する。

2. 時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方

○封じ込めを念頭に対応する時期

県は、医療のひっ迫を回避し、県民の生命及び健康を保護するため、必要な検査を実施し、患者や濃厚接触者への対応等に加え、人と人との接触機会を減らす等の対応により封じ込めを念頭に対策を講ずる。

このため、県は、必要に応じて、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を検討することを含め、上記1に記載した対策の中でも強度の高いまん延防止対策を講ずる。

○病原体の性状等に応じて対応する時期

県は、有事には、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像に関する情報等に基づく国及びJIHSによる分析やリスク評価の結果に基づき、対応を判断する。

○病原性及び感染性がいずれも高い場合

県は、り患した場合の重症化等のリスクが非常に高く、また、感染性の高さから感染者数の増加に伴い医療のひっ迫につながることで、大多数の県民の生命及び健康に影響を与えるおそれがあることから、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施も含め、強度の高いまん延防止対策を講ずる。

○病原性が高く、感染性が高くない場合

県は、り患した場合の重症化等のリスクが非常に高いが、感染拡大のスピードが比較的緩やかである場合は、基本的には患者や濃厚接触者への対応等を徹底することで感染拡大の防止を目指す。

それでも医療の提供に支障が生じるおそれがある等の場合には、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を検討する。

○病原性が高くなく、感染性が高い場合

県は、り患した場合のリスクは比較的低いが、感染拡大のスピードが速い場合は、基本的には、まん延防止対策の中では強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、療養者に対して適切な医療を提供する観点から、宿泊療養や自宅療養等の体制を確保するとともに、予防計画及び医療計画に基づき、医療機関の役割分担を適切に見直すことで対応する。

上記の対策を行ってもなお、地域において医療のひっ迫のおそれが生じた場合等については、県が当該状況の発生を公表し、更なる感染拡大防止への協力を呼び掛けるとともに、国に対して支援を要請するか検討する。それでも医療の提供に支障が生じるおそれがある等の場合には、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を検討する。

○こどもや若者、高齢者等が感染・重症化しやすい場合

県は、こどもや高齢者、特定の既往症や現病歴を有する者が感染・重症化しやすい傾向がある等の特定のグループに対する感染リスクや重症化リスクが高い場合は、そのグループに対する重点的な感染症対策の実施を検討する。

また、こどもの生命及び健康を保護するため、地域の感染状況等に応じて、学級閉鎖や休校等の要請を行う。それでも地域の感染状況が改善せず、こどもの感染リスク及び重症化リスクが高い状態にある場合等においては、学校施設等の使用制限

³⁷ 学校保健安全法第20条

³⁸等講ずることにより、学校等における感染拡大を防止することも検討する。

○ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

ワクチンや治療薬の開発や普及により、感染拡大に伴うリスクが低下したと認められる場合は、まん延防止対策の中では強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、特措法によらない基本的な感染症対策への速やかな移行を検討する。

なお、病原体の変異等により、病原性や感染性が高まる場合には、そのリスクに応じて対策を講ずる。ただし、そのような場合においても、対策の長期化に伴う県民生活や社会経済活動への影響を勘案しつつ検討を行う。

○特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

県は、これまでに実施したまん延防止対策の評価を行い、必要に応じ、病原体の変異や次の感染症危機に備えた対策の改善等を行う。

³⁸ 特措法第45条第2項

第4章 ワクチン

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、市民の生命と健康を守り、市民生活及び経済への影響を最小限に抑えるため、円滑なワクチン接種の実施に向けて、平時から体制整備を進めます。

(2) 主な対応事項

1) 接種体制の構築

1 接種体制の整備

- ① 市は、国及び県の協力を得ながら、特措法第46条または予防接種法第6条第3項に基づき、市内居住者へのワクチン接種体制を構築します。
- ② 国が示すモデル等を参考に、朝倉医師会など関係機関と連携し、医療従事者の確保、接種会場の設定、接種時期の周知・予約方法など、具体的な実施方法について準備を進めます。

2 特定接種

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、所属する市町村等を実施主体として特定接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を進めます。

【参考】 特定接種について

1. 制度概要

特定接種は、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定の確保」を目的として、政府対策本部長が緊急の必要があると認めた場合に厚生労働省に指示し、臨時に実施される予防接種です。

2. 対象者

以下の業務に従事する登録事業者のうち、厚生労働大臣が定める基準に該当する者（登録対象者）が対象となります。

- ・新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務に従事する者
- ・感染症の発生に関わらず、国民の生命保護と秩序維持、国家の危機管理に関する業務に従事する者
- ・上記に準じる職務に従事する民間の登録対象者

3. 実施方針

国は、接種枠、対象、接種順位等の関連事項について、政府行動計画の考え方を踏まえ、状況に応じた柔軟な対応が可能となるよう、基本的対処方針に基づき決定します。

3 住民接種

平時から以下の取組を通じて、迅速かつ円滑な予防接種の実施に向けた体制整備を進めます。

- ① 国及び県の協力を得ながら、市内居住者に対する迅速なワクチン接種が可能となる体制を構築します。

- ② 国が構築した接種支援システムを活用し、全国の医療機関と委託契約を結ぶなど、居住地以外での接種を可能となるよう取り組みます。
- ③ 国の技術的支援のもと、医師会等の医療関係者と連携し、医療従事者の確保、接種会場の設定、接種時期の周知・予約方法など、具体的な接種体制の整備を進めます。
- ④ 予防接種の意義や制度の仕組み、ワクチンの役割・有効性・安全性・供給・接種体制、対象者・接種順位などの基本情報について、ホームページや SNS 等を通じて情報提供を行い、市民の理解促進を図ります。
また、医学的理由等により接種を受けられない方への不利益等が生じないよう、十分な配慮が必要であることを周知します。

**【参考】 臨時の予防接種の実施について
(特措法第27条の2第1項・予防接種法第6条第3項)**

1. 目的

新型インフルエンザ等が国民の生命・健康に著しい被害を及ぼし、国民生活及び国民経済の安定が損なわれるおそれがある場合、緊急の必要があると認められたときは、特措法第27条の2第1項に基づき、予防接種法第6条第3項による「臨時の予防接種」として、市町村または都道府県が予防接種を実施します。

2. 接種対象と接種順位

住民接種の対象は、原則として接種を希望するすべての国民とされます。ただし、パンデミックワクチンの供給には時間を要するため、国は準備期において、発生後の状況に応じた接種順位の基本的な考え方を整理します。

3. 実施主体と役割分担

【市町村】

住民接種の主たる実施主体として、接種体制を構築し、当該市町村の住民に対する接種を実施します。

【都道府県】

市町村の接種体制の状況を踏まえ、必要に応じて補完的に接種会場を設置します。

※臨時予防接種と定期予防接種との違い

	臨時接種	定期接種
根拠	予防接種法第6条第3項 (特措法第27条の2)	予防接種法第5条第1項
趣旨等	全国的かつ急速なまん延による重大な影響を防止するための緊急措置（例：新型インフルエンザ等）	平時の感染症予防 ・A類：集団予防 ・B類：個人予防
主体	市町村長または都道府県知事（厚生労働大臣の指示）	市町村長

第2節 初動期

(1) 目的

準備期に構築した接種体制を活用し、迅速な予防接種の実施につなげることを目的とします。

(2) 主な対応事項

1) 接種体制の運用

市は、接種会場の確保及び接種に従事する医療従事者の配置、ワクチンや接種に必要な資材の確保と流通など、円滑な接種の実施に向けた体制整備を行います。

第3節 対応期

(1) 目的

あらかじめ準備期に構築した接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施します。

また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持します。

(2) 主な対応事項

1) 接種体制

市は、初動期に整備した接種体制に基づき、予防接種を実施します。

2) 地方公務員への特定接種

国が特定接種の実施及び方法を決定した場合、市は国と連携し、対象となる地方公務員に対し本人の同意を得た上で特定接種を実施します。

3) 住民接種

1 接種体制の具体化

国からの要請に基づき、準備期・初動期に整備した体制を活用し、具体的な接種体制を構築します。

2 情報提供・共有

予約受付体制を整備し、接種開始とともに、国に対して接種に関する情報提供・共有を行います。

3 接種体制の拡充

感染状況に応じて、医療機関以外の接種会場の増設を検討します。また、高齢者施設等で接種が困難な入所者に対応するため、介護保険部局等や医師会等と連携し、必要な接種体制を確保します。

4 接種記録の管理

地方公共団体間で接種歴を確認できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種誤りの防止及び接種者による記録閲覧を可能にします。

5 副反応等の情報提供

国が提供する予防接種に関する情報（制度概要、スケジュール、使用ワクチン、

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組 (ワクチン)

有効性・安全性、副反応、健康被害救済制度等)に加え、市が実施する接種に関する情報(接種日程、会場、副反応疑い報告、救済制度申請方法等)を市民に周知・共有します。

第5章 地域保健・連携・支援

第1節 準備期

(1) 目的

感染症発生時において、保健所は地域の情報収集・分析を担い、地域特性に応じた対策を実施する中核機関です。市は保健所と連携し、市民の生命と健康を守るために、健康管理体制の整備、訓練の実施、人材育成などの事前準備を推進します。また、新型インフルエンザ等の早期探知に向けて、県と連携し継続的な情報収集を行います。

(2) 主な対応事項

1) 人材の確保・育成

感染症対応可能な医療従事者等を含む人材を確保し、研修等を通じて、国及び県等からの人材の送り出し及び受け入れ等に対応できる体制を構築します。

2) 連携体制の構築

平時から県、保健所、近隣市町村、医療関係団体等と意見交換・調整を行い、連携強化を図ります。

第2節 初動期

(1) 目的

市民の不安が高まる初動期においては、迅速な有事体制への移行が重要です。新型インフルエンザ等の発生を想定したリスクコミュニケーションを開始し、地域の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減します。

(2) 主な対応事項

1) 人材の確保

有事体制への円滑な移行に向けて、必要な人員の確保を進めます。

2) 市民への情報提供・共有

- ① 県等が設置する相談センターの情報を市民に周知し、帰国者や有症状者が適切に感染症指定医療機関を受診できるよう支援します。
- ② 国・県が設置する情報提供サイトやコールセンターを活用し、迅速な情報提供・共有体制を構築します。

第3節 対応期

(1) 目的

市行動計画及び国のガイドラインに基づき、地域の関係機関と連携して感染症危機に対応し、市民の生命と健康を守ります。感染症の特性や感染状況を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応を行います。

(2) 主な対応事項

1) 有事体制への移行

感染症の発生時には、有事体制へ円滑に移行できるよう、部局間で連携し、人員配置を柔軟に調整します。

2) 地域関係機関との連携

新型インフルエンザ等の感染症発生時には、相談対応、情報提供・共有、リスクコミュニケーションを県・医療機関・消防機関等と連携して実施します。

3) 健康観察及び生活支援

- ① 県からの要請に応じ、患者及び濃厚接触者に関する情報を共有し、県が実施する健康観察等の取組に協力します。
- ② 県から共有された情報に基づき、県が実施する患者及び濃厚接触者が日常生活を維持するために必要なサービス提供に協力します。

第6章 物資

第1節 準備期

(1) 目的

感染対策物資等は、新型インフルエンザ等が発生した場合、感染症対策には欠かせないものです。発生に備え、感染対策物資の計画的な備蓄を推進し、必要な準備を整えることで、迅速かつ的確な対応を可能とします。

(2) 主な対応事項

1) 感染症対策物資の備蓄

- ① 市業務継続計画等に基づき、マスク・消毒薬等の感染対策物資を備蓄し、定期的に備蓄状況を確認します。備蓄品は、防災部局と連携し、災害対策基本法第49条に基づく物資備蓄と総合的に実施します。
- ② 医療機関等の関係機関に対しては、平時から備蓄の推進を働きかけます。
- ③ 消防機関は、国・県の要請に応じ、救急隊員等のための感染対策物資や個人防護具を備蓄します。
- ④ 社会福祉施設（学校・保育施設・高齢者施設等）には、平時から個人における対策や施設内における感染症対策のための感染対策物資の備蓄を促します。
- ⑤ 事業者・住民に対してもマスク・消毒薬・食料品、生活必需品等の備蓄を平時から呼びかけます。

第2節 初動期

(1) 目的

市業務継続計画等に基づき、感染症対策の実施及び業務継続に必要な物資の確保を進め、市民生活と社会経済活動の安定を図ります。

(2) 主な対応事項

1) 感染対策物資の確保

- ① 物資の需要状況を把握し、必要な物資を供給・確保します。
- ② 事業者・市民に対しても、可能な範囲での物資確保を呼びかけます。

第3節 対応期

(1) 目的

準備期の取組を継続し、市業務継続計画等に基づき、感染症対策及び業務継続に必要な物資の供給・確保を進め、市民生活と社会経済活動の安定を維持します。

(2) 対応事項

1) 感染対策物資等の確保

- ① 急激な需要増に備え、定期的に需要状況を確認し、必要物資の確保を継続します。
- ② 市民に対しては、物資購入時の適切な消費行動を促します。

第7章 市民生活および地域経済の安定の確保

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命・健康への影響に加え、感染拡大防止措置により市民生活や社会経済活動に深刻な影響が及ぶ可能性があります。

市は、上下水道、一般廃棄物処理、埋火葬など、社会機能の維持に必要な業務について業務継続計画を策定し、事前に備えます。

また、事業者及び市民に対しては、適切な情報提供と共有を通じて、必要な準備の実施を促します。指定（地方）公共機関及び登録事業者は、対策の実施及び事業継続を通じて、市民生活と社会経済活動の安定に貢献するため、業務計画の策定等の準備を行う必要があります。

これらの準備を通じて、発生時における市民生活及び地域経済の安定を確保する体制と環境を整備します。

(2) 主な対応事項

1) 情報共有体制の整備

新型インフルエンザ等対策の円滑な実施に向けて、関係機関及び庁内各部局との連携を強化するため、必要な情報共有体制を整備します。

2) 支援実施体制の整備

発生時の行政手続きや支援金の給付等に関するDXを推進し、迅速かつ適切な支援が行える仕組みを構築します。特に、高齢者、デジタル機器に不慣れな方、外国人等にも情報が届くよう配慮します。

3) 物資・資材の備蓄

- ① 市行動計画及び第6章第1節に基づき、感染対策物資に加え、所掌業務に必要な物資を備蓄します。これらは、災害対策基本法に基づく備蓄と兼ねることが可能です。
- ② 事業者及び市民に対し、マスクや消毒薬等の感染対策物資、食料品・生活必需品の備蓄を推奨します。

4) 要配慮者への支援体制の整備

国の要請に基づき、県と連携して高齢者や障がい者等の要配慮者に対する生活支援（見守り、介護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応について、対象者の把握と具体的な手続を事前に整備します。

5) 火葬体制の整備

域内における火葬が円滑かつ適切に実施されるよう、関係機関と連携し調整を行います。

第2節 初動期

(1) 目的

事業者及び市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備えた対策の準備を促し、事業継続の確保を図ります。発生時には、迅速かつ的確な対応を通じて、市民生活及び社会経済活動の安定を維持します。

(2) 対応事項

1) 事業継続に向けた準備

- ① 県が事業者に要請する以下の感染拡大防止策について、周知活動に協力します。
 - ・従業員の健康管理の徹底
 - ・感染が疑われる職員への休暇取得の勧奨
 - ・オンライン会議の活用
 - ・テレワークや時差出勤の推進
- ② 市は業務継続計画に基づき、指定地方公共機関は業務計画に基づき、事業継続に向けた準備を実施します。

2) 遺体の火葬・安置体制の整備

国（県経由）からの要請に備え、火葬場の処理能力を超える事態に対応するため、一時的な遺体安置施設の確保に向けた準備を行います。

第3節 対応期

(1) 目的

準備期の取組を踏まえ、市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための対応を実施します。また、感染症及びまん延防止に伴う影響を緩和するため、必要な支援と対策を講じます。

指定（地方）公共機関及び登録事業者は、感染症対策の実施と事業継続を通じて、それぞれの役割を果たし、市民生活及び社会経済活動の安定に努めます。

(2) 対応事項

1) 市民生活の安定確保に向けた対応

1 心身への影響に対する施策

感染症及びまん延防止措置による心身への影響を踏まえ、以下の施策に取り組みます。

- ・自殺対策
- ・メンタルヘルス対策
- ・孤独・孤立対策
- ・高齢者のフレイル予防
- ・子どもの発達・発育への影響への対応

2 要配慮者への生活支援

高齢者や障がい者等の要配慮者に対し、必要に応じ以下の支援を実施します。

- ・見守り
- ・介護
- ・訪問診療
- ・食事提供
- ・搬送及び死亡時の対応

3 教育・学びの継続支援

学校の使用制限や長期休業等が要請された場合、市は教育及び学びの継続に向けた支援を必要に応じて実施します。

4 生活関連物資の価格安定等

市民に対し、食料品、生活必需品、感染対策物品等の購入に際して適切な消費行動を促すとともに県が実施する措置等を踏まえ、関連施策を実施します。

【参考】県における生活関連物資等の価格の安定等

- ① 県民生活及び県民経済のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ② 生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、県民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、県民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ③ 生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。
- ④ 新型インフルエンザ等緊急事態において、県民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は県民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律、国民生活安定緊急措置法、物価統制令その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。

5 埋葬・火葬に関する特例対応

- ① 国（県経由）からの要請に基づき、火葬場の経営者に対し、可能な限り火葬炉の稼働を要請するとともに、遺体搬送・火葬作業従事者と連携し、円滑な火葬の実施に努めます。
- ② 県の要請に応じ、近隣市町村において火葬の実施が困難と判断された場合、広域火葬の支援・協力を行います。
- ③ 死亡者数の増加により火葬能力の限界を超える事態が明らかになった場合、国（県経由）からの要請に基づき、速やかに一時安置施設を確保し、遺体保存に必要な人員等の確保に努めます。
- ④ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬・火葬の円滑な実施が困難となった場合や、公衆衛生上の危害防止のため緊急の必要があると認められる場合には、厚生労働大臣が定める地域・期間において、埋火葬許可の特例（許可不要等）

が適用されます。市は、当該特例に基づき、必要な手続を実施します。

2) 社会経済活動の安定確保に向けた対応

1 事業者への支援

感染症及びまん延防止措置により影響を受けた市民・事業者に対し、国・県の財政支援等を活用し、支援を行うことで、市民生活及び地域経済の安定を図ります。

2 市民生活及び地域経済の安定措置

水道事業者、水道用水供給事業者、工業用水道事業者である市は、市行動計画に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態においても、水の安定的かつ適切な供給を確保するため、必要な措置を講じます³⁹。

³⁹ 特措法第52条